

平成23年4月5日

様

平成23年東北地方太平洋沖地震に 関する緊急要請書

原子力発電関係団体協議会



会 長	青森県知事	三 村	申 吾
	北海道知事	高 橋	はるみ
	宮城県知事	村 井	嘉 浩
	福島県知事	佐 藤	雄 平
	茨城県知事	橋 本	昌 彦
	新潟県知事	泉 田	裕 正
	石川県知事	谷 本	一 誠
	福井県知事	西 川	平 太
	静岡県知事	川 勝	善兵衛
	島根県知事	溝 口	関 成
	山口県知事	二 井	時 広
	愛媛県知事	中 村	康 祐
	佐賀県知事	古 川	祐一郎
	鹿児島県知事	伊 藤	

平成23年3月11日に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」は、国内最大のマグニチュード9.0を記録し、東京電力株式会社福島第一原子力発電所では、設計時の想定を大きく上回る津波が発生した。原子炉は停止したものの、この地震や津波により、冷却系が正常に作動しなかったことをきっかけとする閉じ込め機能の喪失により、基準値を大きく上回る放射性物質が放出される重大な事故となり、立地地域のみならず広範囲に影響を及ぼすとともに、地域住民をはじめ、国民に大きな不安を与えている。

事業者である東京電力株式会社及び一元的に安全規制を担う国は、一刻も早い事態収拾に全力で取り組みとともに、国においては、その責任において、国民の不安に真摯に向き合い、原子力発電所等に対する安心と安全が図られるよう、次のとおり緊急に要請する。

1 原子力発電所周辺地域住民をはじめとする被災対策に関すること

今回の事故により避難等を余儀なくされた原子力発電所周辺地域住民の避難生活及び健康管理等の対策に早急に取り組むとともに、放射性物質による汚染等の被害を明らかにし、避難住民及び被災農業者をはじめとする関係者に対する救済措置を早急に実施すること。

また、周辺地域住民をはじめ国民に対して、放出された放射性物質による国内各地域への影響、健康への影響について、丁寧かつ分かりやすい説明を継続的に行うこと。

2 緊急安全対策の実施及び根本的対策に関すること

今回の事故に関連して、国から各事業者へ指示している「緊急安全対策」の実施状況については、国において迅速かつ厳格に確認を行うとともに、立地地域住民の理解と信頼が得られるよう努めること。

また、今回の事故について、発生メカニズムや発電所が受けた影響の詳細な解析・評価を速やかに行い、耐震設計審査指針の妥当性や津波対策を早急に分析・検証し、その結果に基づいて事業者に対し必要な対策を講じるよう指導を強化すること。

3 原子力防災体制の強化に関すること

今回の事故について、原子力防災の観点から、事業者及び国の初期対応を含め事故拡大に至った原因や、地域住民、国民に対する情報提供のあり方を検証し、今回のように、地震・津波による災害に加え、原子力発電所の事故など複合的に災害が発生した場合や、想定外の苛酷事故にも対応できるよう原子力防災体制を強化するとともに、原子力防災については国が責任を持って対応する方向で見直しを検討すること。

また、今回の事故に際しては、避難等の防護区域のエリアの拡大が行われていることから、事故の詳細を検証し、国として明確な基準を示すとともに、防護区域のあり方をはじめ今後の原子力防災対策に反映させること。

4 風評被害に関すること

今回の事故による放射性物質の放出は、広範囲に影響がみられることから、農水産物等の安全性の周知を図るなど、風評被害の拡大防止のための措置を早急に講じること。

また、風評被害が発生した場合は幅広く補償がなされるよう措置すること。

5 原子力発電所周辺地域の復興・支援に関すること

原子力発電所周辺地域においては、地震、津波による被害に加え、放射性物質の放出という事態を引き起こし、その影響は広範囲に広がっていることから、多数の住民が迅速かつ確実に避難するための避難経路の確保のため、地方自治体への支援を含めた避難道路等の整備を早急に実施すること。

また、被災者は従来の想定を超えて広域に避難をし、その避難は長期化が懸念されていることから、被災者と原子力発電所周辺地域の復興・支援については、国の責任において、特別法等による柔軟かつ大胆な支援策を講じること。

6 放射線監視施設、原子力防災対策施設の復興に関すること

今回の地震、津波により被害を受けた自治体の放射線監視施設及び原子力防災対策施設の再建に対して、十分な財政支援及び技術的支援を行うこと。

7 原子力安全規制体制の強化に関すること

今回の事故に係る分析・検証結果を踏まえ、原子力施設に対する安全規制体制について、例えば原子力安全・保安院を経済産業省から分離するなど、客観性と信頼性を高めた体制の確立に努めること。